

長野県品質工学研究会会則

(名称)

第1条 本会は長野県品質工学研究会という。

(所在)

第2条 本会の事務局は長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門（岡谷市長地片間町1丁目3番1号）内におく。

(目的)

第3条 本会は、会員の自主性にに基づき、品質工学に関する知識と技術の向上をはかり、その普及と情報交換を推進し、産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事例研究および研究発表会
- (2) 講演会
- (3) 情報の収集、提供
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会の構成)

第5条 本会の会員は正会員、特別会員および顧問で構成する。

2. 正会員は、品質工学に特別の関心を持ち、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経た事業所とする。
3. 本会に関係の深い団体あるいは学識経験者を、役員承認を得て特別会員または顧問とすることができる。

(役員および運営)

第6条 本会は会長1名、副会長2名、幹事若干名および会計監事2名をおく。

2. 会長、副会長、幹事および会計監事は総会において、会員より選出する。
3. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
5. 幹事は会長を補佐し、会の運営を行う。
6. 会計監事は、この会の会計を監査する。
7. 役員任期は1年とする。ただし再任はさまたげない。
8. 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第7条 総会は毎年年度はじめに開く。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は会長が招集し、会の運営上必要な事項を決定する。
3. 総会は、正会員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき委任状をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者と見なす。
4. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
5. 総会の議長は、会長が行う。

(会費)

第8条 会員は会費として年額50,000円を納入しなければならない。ただし、状況に応じて総会での決議により、当該年度の年額を増額または減額することができる。

2. 必要あるときは臨時会費を徴収することができる。
3. 特別会員および顧問は会費を免除する。

(会計)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 会長は総会において会務および会計を報告する。

第11条 この会則は総会において出席会員の2/3以上の同意を得て変更することができる。

付則 この会則は平成8年5月29日から適用する。

この会則は平成9年5月27日から改正適用する。

この会則は事務局の住居表示変更に伴う住所書換を行い平成13年10月9日から適用する。

この会則は事務局の名称変更に伴う名称書換を行い平成17年5月20日から適用する。

この会則は平成21年5月29日から改正適用する。